

豊橋市支え合い活動参加者保険要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域福祉の推進を図るため、豊橋市支え合い活動参加者保険(以下「本保険」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) まちの居場所活動 地域住民が定期的に一定の場所に集い、地域交流等に資する取組みを行う活動をいう。
- (2) 助け合い活動 地域住民による買い物代行、庭の草取りその他の高齢者等の日常生活を支援する活動をいう。
- (3) 支え合い活動 まちの居場所活動、助け合い活動その他の地域住民が主体となった互助活動をいう。
- (4) 運営者 支え合い活動を企画立案し、実施する者をいう。
- (5) 参加者 まちの居場所活動への出席者、助け合い活動による支援を受ける者その他の支え合い活動による受益者をいう。
- (6) お互いさまのまちづくりネットワーク 市長が運営する支え合い活動団体登録制度をいう。
- (7) 保険会社 市長との間で本保険業務に係る契約を締結した保険会社をいう。

(被保険者)

第3条 本保険の被保険者は、支え合い活動(お互いさまのまちづくりネットワークに登録した団体が行うものに限る。)への参加者であって、第7条第1項に規定する名簿に登載されたものとする。

(保険事故)

第4条 本保険における保険事故は、次のいずれかに掲げる事故であって、市長が保険会社との間で締結した約款に定める条件に合致するものをいう。

- (1) 参加者が支え合い活動に関係して受けた身体的損害
- (2) 参加者が支え合い活動の活動場所と当該参加者の住居との往復途上で受けた身体的損害

(適用除外)

第5条 第3条の被保険者が、前条の保険事故に関し、他の保険制度(豊橋市が実施するものに限る。)により金銭給付を受ける場合は、本保険は適用しない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(保険金の限度額)

第6条 当該保険事故について、支払うことのできる被保険者1名当たりの保険金の限度額は、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 死亡保険金又は後遺障害保険金 200 万円

(2) 入院日額保険金 3,000 円

(3) 通院日額保険金 2,000 円

(名簿の作成)

第7条 参加者について本要綱の適用を受けようとする運営者は、当該支え合い活動への参加者の名簿を作成しなければならない。

2 前項の名簿には、参加者の氏名、生年月日、電話番号及び住所を記載しなければならない。

3 運営者は、第1項の名簿に、支え合い活動を実施する日時及び場所を記載しなければならない。

(保険金の支払いに係る手続)

第8条 本保険の適用を受けようとする参加者又は運営者は、保険事故の発生後、第5条に該当しないことを確認のうえ、遅滞なく市長へ連絡しなければならない。

2 市長は、前項の報告後、保険事故が発生したことを保険会社へ連絡するものとする。

3 本保険の適用を受けようとする参加者又は運営者は、第1項による報告後、保険会社へ連絡し、保険会社が定める手順に従い手続きを行わなければならない。

4 運営者は、第1項の報告後、保険事故当日の参加者の名簿を保険会社へ提出しなければならない。

(個人情報の取り扱い)

第9条 運営者は、第7条第1項の名簿を取り扱う際に、当該名簿に記載されている個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

2 運営者は、第7条第1項の名簿に記載されている個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、保険会社と協議の上、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。